

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8472:2025

規格名：ライティングダクトー照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7	箇条7 一般要求事項 照明器具用ダクトシステムは、通常の使用で安全に機能し、人及び周辺への危険を最小限にするように、設計及び構成しなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 箇条8 8.3 8.4	箇条7 一般要求事項 クラスIの照明器具用ダクトシステムの極間の定格電圧は440 V以下とし、クラスIIIシステムの定格電圧はSELV電圧制限以下でなければならない。クラスIの照明器具用ダクトシステムの定格電流は最大20 Aで、クラスIIIシステムの定格電流は最大25 Aでなければならない。混合ダクトシステムの各ダクト開口部の定格電流は、クラスI又はクラスIIIのシステムのそれぞれに与えられた値を超えてはならない。 箇条8 構造 8.3 ダクトプラグの接点は、ダクトプラグを分解しない限り取り外せないものでなければならない。また、間違った位置に保護接地ピン又は接点が取付可能であってはならない。 8.4 カプラ、フィードインボックス、ダクトプラグ及び照明器具用プラグは、確実に安定した電氣的接続が行えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8472:2025

規格名：ライティングダクトー照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.8	8.8 照明器具用ダクトシステムの正確な動作のために必要がある場合は、適切な極性を保つための手段を講じなければならない。	
				8.11	8.11 照明器具用ダクトシステムは、適切な互換性及び安全性を備えていなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.12 箇条16 16.3	箇条8 構造 8.12 非常時用照明器具に使用する照明器具用ダクトシステムは、いかなる偶発的な電気接続の切断も防止しなければならない。 箇条16 保護接地 16.3 照明器具用プラグ又は同様な接続機器を備え、取外し可能な部品をもつクラスI照明器具に関しては、通電接点に接触する前に保護接地が接続し、通電接点に分離した後保護接地が接続解除されなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによっては、その安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.1 6.2	箇条6 表示 6.1 ダクトには、次を表示しなければならない。 ー 定格電流 (A) ー 定格電圧 (V) 、等 6.2 ダクトプラグには、次を表示しなければならない。 ー 定格電流 ー 定格電圧	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8472:2025

規格名：ライティングダクトー照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				6.3	ー 製造業者名又は商標 ー 形式名、等 6.3 カブラ、フィードインボックス及び照明器具用プラグ には、次を表示しなければならない。 ー 製造業者名又は商標 ー 形式名、等	
				6.8	6.8 本来商用電源用に設計された導体を介して制御信号 を使用するダクトに添付する取扱説明書には、次の事項 を記載しなければならない。 ー 誤接続によって、回路間に必要な電気絶縁が不用意に 低下する可能性がある場合は、制御信号の導体を安全に 接続するための手順	
				6.9	6.9 非常時用照明器具の電源供給に適したダクトの取扱 説明書には、次の事項を記載しなければならない。 ー 電源別置形非常時用照明器具を作動させるように設 計された照明器具用ダクトシステムの場合、システム全 体が非常時用照明として正常な動作を確実にするため、 ダクト及び構成部品を非常時用照明器具に電源供給する ように設計されたシステムに接続しなければならない旨 の警告、等	
第 四 条	供用期間中に	電気用品は、当該電気用品に通常想定され	■該当	箇条8	箇条8 構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8472:2025

規格名：ライティングダクトー照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	おける安全機能の維持	る供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	☐ 非該当	8.9 箇条16 16.2	8.9 構成部品は、過度の劣化及び有害な影響を生じることなく、通常の使用状態で発生する機械的、電氣的及び熱的ストレスに耐えなければならない。 箇条16 保護接地 16.2 保護接地のための全部品について、次の箇所は、接触から生じる酸化を含めて、腐食のおそれがあるではない。 － 保護接地のための部品とダクト接地用導体との間 － 保護接地のための部品と部品に接触する他の金属部との間	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条4 箇条14	箇条4 分類 照明器具用ダクトシステムは、クラスI若しくはクラスⅢ、又は混合ダクトシステムのいずれかでなければならない。 箇条14 耐湿性 通常使用状態で起こる湿度状態に耐えなければならない。（JIS C 8105-1の9.3の規定による。）	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条12	箇条12 熱耐久性及び動作温度 照明器具用ダクトシステムは、十分な熱耐久性を備えなければならない。また、通常の使用条件で過度の温度上昇があつてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8472:2025

規格名：ライティングダクトー照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条17	箇条17 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 感電に対する保護用の外郭を構成する絶縁物部分、及び通電部又は安全特別低電圧（SELV）部を所定位置に保持する絶縁物部分は、十分な耐熱性をもたなければならない。（JIS C 8105-1の13.2の規定による。）	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条8 8.1 箇条13 13.2 13.3	箇条8 構造 8.1 クラスIダクトの構成部品は、使用者による部品の挿入及び取外しの途中で、部品の保護接地接点とダクトの通電部との偶発的接触の危険がないよう設計しなければならない。 箇条13 感電に対する保護 13.2 ダクトプラグは、部分的又は完全に取付けされ、通常使用状態に配線されているときに、使用者が充電部には接触できないように設計していなければならない。 13.3 充電部への接触を防止しているダクト及び構成部品は、手による取外しが可能であってはならない。これらの部品を固定する装置は、充電部から絶縁されていなければならない。	
第 七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条16 16.2	箇条16 保護接地 16.2 保護接地のための全部品について、次の箇所は、接触から生じる酸化を含めて、腐食のおそれがあるはな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8472:2025

規格名：ライティングダクトー照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				16.3	らない。 ー 保護接地のための部品とダクト接地用導体との間 ー 保護接地のための部品と部品に接触する他の金属部との間 16.3 照明器具用プラグ又は同様な接続機器を備え、取外し可能な部品をもつクラスI照明器具に関しては、通電接点に接触する前に保護接地が接続し、通電接点に分離した後に保護接地が接続解除されなければならない。	
				16.4	16.4 保護接地導体は、ダクトの全長にわたって備えていなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.10 8.13 箇条9 9.2	箇条8 構造 8.10 照明器具用ダクトシステムは、適切な短絡保護を備えていなければならない。 8.13 電源別置形非常時用照明器具に使用する照明器具用ダクトシステムは、非常照明回路の導体と通常の主電源回路との間に二重絶縁又は強化絶縁を施さなければならない。 箇条9 沿面距離及び空間距離 9.2 混合ダクトシステムに対する、商用電源回路のダクト開口部の導体とSELV回路のダクト開口部の導体との間の沿面距離及び空間距離は、使用する最大動作電圧のク	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8472:2025

規格名：ライティングダクトー照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条12 箇条15 15.1	ラスⅡ構造に関する規定に適合しなければならない。 箇条12 熱耐久性及び動作温度 照明器具用ダクトシステムは、十分な熱耐久性を備えなければならない。また、通常の使用条件で過度の温度上昇があつてはならない。 箇条15 絶縁抵抗及び耐電圧 15.1 絶縁抵抗は、異極充電部間、及び充電部とダクトの外郭又は保護接地導体との間では、試験するダクトのメートル長さ当たり規定の値以上でなければならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条12 箇条17	箇条12 熱耐久性及び動作温度 照明器具用ダクトシステムは、十分な熱耐久性を備えなければならない。また、通常の使用条件で過度の温度上昇があつてはならない。 箇条17 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 通電部を所定位置に保持する絶縁物部分、及び感電に対する保護用の外郭を構成する絶縁部分は、耐炎性及び耐着火性をもたなければならない。（JIS C 8105-1の13.3の規定による。）	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと	■該当 □非該当	箇条12	箇条12 熱耐久性及び動作温度 照明器具用ダクトシステムは、十分な熱耐久性を備えなければならない。また、通常の使用条件で過度の温度上昇が	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8472:2025

規格名：ライティングダクトー照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。			あつてはならない。	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性 による転倒、可動部又は鋭利な角への接触 等によって人体に危害を及ぼし、又は物件 に損傷を与えるおそれがないように、適切 な設計その他の措置が講じられるものとす る。	■該当 □非該当	箇条8 8.6	箇条8 構造 8.6 機械的なつり下げ部品は、十分な安全率をもたなければ ならない。	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの 機械的作用によって生じる危険源によって 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与 えるおそれがないように、必要な強度を持 つ設計その他の措置が講じられるものとす る。	■該当 □非該当	箇条8 8.2 8.4 8.5	箇条8 構造 8.2 クラスIダクトプラグは、ダクトプラグ及び／又は照 明器具の質量をダクトプラグとダクトとの電氣的接続部 によって支えることがないような、ダクトに対して機械 的に接続する構造を備えていなければならない。 8.4 カプラ、フィードインボックス及びエンドキャップ は、確実にダクトに機械的固定が行えなければならない。 8.5 ダクト本体の相互接続は、次のうちいずれかの方法で 機械的な固定が確実に行えなければならない。 a) カプラによる接続 b) ダクトをそろえるためだけにカプラを使用する場合 は、その他の個別の手段 c) ダクト本体を支持面に堅固に直接固定する。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8472:2025

規格名：ライティングダクトー照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.7	8.7 ダクトは、十分な機械的強度を備えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8472:2025

規格名：ライティングダクト照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 箇条12	箇条7 一般要求事項 照明器具用ダクトシステムは、通常の使用で安全に機能し、人及び周辺への危険を最小限にするように、設計及び構成しなければならない。 箇条12 熱耐久性及び動作温度 照明器具用ダクトシステムは、十分な熱耐久性を備えなければならない、また、通常の使用条件で過度の温度上昇があつてはならない。	
第十五条 第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に不意な再始動によって人体に危害を及ぼ

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8472:2025

規格名：ライティングダクトー照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						し又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条8 8.2.1 箇条11	箇条8 構造 8.2.1 ダクトプラグにヒューズが組み込まれている場合、ヒューズは、高遮断容量タイプでなければならない。 箇条11 外部及び内部配線 電源ケーブルを備える場合、導体の断面積は照明器具用ダクトシステムの定格電流に適合しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8472:2025

規格名：ライティングダクトー照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条6 6.2	箇条6 表示 6.2 ダクトプラグがヒューズを内蔵している場合、ヒューズの定格電流及び形式名をダクトプラグ本体に表示す	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8472:2025

規格名：ライティングダクト照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。		6.4	る。 6.4 照明器具用ダクトシステムの定格電流及び定格電圧の表示は、照明器具用ダクトシステムの取付中及び取付後に容易に識別できなければならない。	
第二十条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8472:2025

規格名：ライティングダクトー照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨				
第二十条 第 2 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機 器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、 かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事 項を表示すること。 （イ）製造年 （ロ）設計上の標準使用期間 （ハ）設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気冷房機は、 当該規格の適用 範囲に含まれな いため、非該当 が妥当と考える。
第二十条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装 置を有するものを除く。）及び電気脱水機 （電気洗濯機と一体となっているものに限 り、産業用のものを除く。）機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易 に消えない方法で、次に掲げる事項を表示 すること。 （イ）製造年 （ロ）設計上の標準使用期間 （ハ）設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気洗濯機及び 電気脱水機は、 当該規格の適用 範囲に含まれな いため、非該当 が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8472:2025

規格名：ライティングダクトー照明器具用ダクトシステムの安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨				
第二十条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	テレビジョン受信機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。